

健康管理、環境衛生等について

1 家庭における健康管理について

- (1) 毎朝、家庭でお子様の検温及び健康観察を行い、発熱等の風邪症状がみられる場合には、登校を控えてください。
- (2) 毎朝、健康観察の結果を健康観察票へ記載し、健康観察票は登園・登校時にお子様に持参させてください。
- (3) 免疫力を高めるために、十分な睡眠、適度な運動、バランスの良い食事をこころがけてください。

2 学校における環境衛生等について

- (1) 3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なる場を避けることはもちろんのこと、1つ1つの条件が発生しないよう配慮します。
- (2) 教室やトイレなど、児童生徒等が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上消毒液を使用して清掃を行います。

なお、消毒液として使用するため、新型コロナウイルスの消毒に効果が期待できる微酸性次亜塩素酸水生成装置を、5月末を目途に各小中学校に設置します。

3 手洗いについて

基本的な感染症予防対策として、外から教室等に入る時やトイレの後、給食（昼食）の前後など、こまめに手を洗うよう指導します。お子様には必ず、登園・登校の際に手を拭くタオルやハンカチ等を複数枚持参させてください。

4 マスクについて

学校では、児童生徒等にマスクを着用するよう指導します。特に、近距離での会話や発声等が必要な場面では、飛沫を飛ばさないよう、マスクの着用を徹底します。お子様には必ず、登園・登校の際にマスクを着用させてください。

5 学校で児童生徒等の発熱等を確認した場合の対応について

- (1) 児童生徒等に発熱等を確認した場合は、早退の判断をし、保護者へ連絡をします。帰宅後は、症状がなくなるまで自宅で休養させてください。
- (2) 帰宅後、少なくとも以下、ア～ウのいずれかに該当する場合は、すぐに保護者から「帰国者・接触者相談センター（045-285-1015）」やかかりつけの小児医療機関等に電話などで相談してください。

ア 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

イ 重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

ウ 上記以外で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

6 児童生徒等が感染者又は濃厚接触者に特定された場合

お子様が感染者又は濃厚接触者に特定された場合は、学校・園での感染防止及び児童生徒等の健康状態を確認するため、保護者から学校へ電話等で必ず連絡してください。